

公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験並びに令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の会場借上げ

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認めるものを含む。）であること。

(4) 中国財務局の契約担当官等と締結した契約において、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

また、同担当官等が行った入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を締結しなかった者でないこと。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 別紙「令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験並びに令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験で使用する試験会場の公募について」に記載のとおり実施される公認会計士試験において、「4. 公募する施設（試験会場）の条件」に適合する施設を提供できる者であること。

3. 応募申込み

(1) 応募期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月17日（火） 17：00必着

平日9：00～12：00及び13：00～17：00

(2) 応募方法

別紙「公募申請書」と併せて応募者及び施設の概要が分かるもの（企業概要等）を持参又は郵送により提出すること。

公募申請書は、「令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験」、「令和8年公認会計士試験論文式試験」、「令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験」の試験区分ごとに提出すること。

(3) 提出先

〒730-8520 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館11階

中国財務局総務部会計課 契約係

電話082-221-9221（内線3335）

4. 申請書の無効

上記2. に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書は無効とする。

以上公告する。

令和8年3月2日

支出負担行為担当官

中国財務局総務部長 村上 勝彦

別紙

令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験並びに令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験で使用する試験会場の公募について

1. 使用予定日

試験実施予定日は次のとおりです。

令和8年公認会計士試験	
(1) 第Ⅱ回短答式試験	令和8年5月24日(日曜日)
(2) 論文式試験	令和8年8月21日(金曜日)から8月23日(日曜日)
令和9年公認会計士試験	
(3) 第Ⅰ回短答式試験	令和8年12月13日(日曜日)

2. 試験地

中国財務局で実施する試験の「試験地」は、広島市の予定です。

3. 受験予定者数(見込み)

令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験 270名

令和8年公認会計士試験論文式試験 100名

令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験 300名

受験予定者数は、試験実施日の概ね1か月半前に確定します。

試験会場の規模は、最終的に確定した受験予定者数によることとします。

受験予定者数が当初の見込みから大きく減少した場合は、試験会場規模の縮小(使用する試験室の減少等)をする場合があります。

4. 公募する施設(試験会場)の条件

試験予定地である広島市内に所在する施設で、次の条件を具備している施設とします。

(1) 収容可能人員等

「3. 受験予定者数(見込み)」の人員を収容することが可能な施設であることとします。

なお、収容可能人員は、「(2) 試験室の規模及び規格」における「受験可能定員」に基づいて算出した人数とします。

また、複数の交通機関が利用可能で、かつ、駅から会場まで徒歩可能な場所(概ね最寄駅から徒歩15分以内)に立地する施設とします。ただし、会場が複数の所在地になることは不可とします。

(2) 試験室の規模及び規格

1部屋当たりの受験可能定員(次の①、②の条件により算出した定員)は70人以上を目安とし、次の①～④の条件を満たす設備が整っているものとします。また、試験官が受験生を十分監視できる環境で、受験可能定員分の机及び椅子が設置されており、机や椅子等に破損や汚れがないことを条件とします。

ただし、受験可能定員の少ない試験室を使用する場合があっても、受験可能定員の多い試験室との併用により、総じて借用する試験室が少ない場合も可とします。

- ① カンニング等の不正行為を防止するため、受験者間の距離は1m以上空けることとし、1～2人用の机では1席を使用し、3人以上用の連続した机の場合には、両端の2席のみを使用することとします。
- ② 試験官が各受験者に問題用紙等を容易に配付等できる広さの通路を確保できることとします。
- ③ 黒板あるいはホワイトボード、及びマイクが使用可能なこととします。
- ④ 換気ができる施設とします(窓の開閉可や外気を取り入れる換気設備の具備など)。

(3) 試験本部室等

試験会場内に、試験室とは別に、各試験官の打合せ、試験関係資料の配付及び回収等を行うための試験本部室を1室、特別の事情により別室で受験する受験生のための別室受験用室を原則2室必要とします。なお、別室受験用室については、黒板あるいはホワイトボードが備え付けられていることとします。

また、試験本部室は定員30名、別室受験用室は定員10名程度とし、施設ができることを条件とします。

(4) 試験会場の環境

原則として、試験当日、同一会場で他の団体が実施するセミナーや各種試験等と競合せず、かつ、会場内で工事等の騒音が生じないこととします。

併せて、試験当日、敷地内及び近隣において、適正な試験実施に影響する行事や祭事等がないことを確認してください。

(5) 利用時間

施設の利用時間は概ね次のとおりとします。

試験の種類	利用時間(準備及び後片付けを含む)
短答式試験	試験前日 13時00分頃から17時00分頃まで 試験当日 7時00分頃から19時00分頃まで
論文式試験	試験前日 13時00分頃から17時00分頃まで 試験当日 8時00分頃から18時00分頃まで (3日間)

なお、借上施設は試験前日に準備物を設営し、借上最終日まで連続して使用します。

(6) 冷暖房設備

令和8年第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験については冷房設備、令和9年第Ⅰ回短答式試験については暖房設備が使用できる施設とします。

(7) 身体障害者への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な設備等を有する施設とします。(身体障害者用のトイレがあること、机が車椅子を利用する者に対応していること等。試験室の位置によってはエレベーターやスロープ等があること。)

(8) その他

試験当日、地震や台風等万一の場合には、使用時間の延長に応じられることとします。また、冷暖房設備等施設等のトラブルに対応できる職員が試験当日に常駐していることとします。

5. 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用后、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとします。

6. 契約者の決定

(1) 応募者が1者の場合

その者と随意契約による契約手続きを行うこととします。

ただし、借料が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、また、予算上借用不能と見込まれる場合には、お断りすることがあります。

(2) 応募者が複数あった場合

あらためて、一般競争入札又は見積合わせによる選定を行うこととします。

受付番号	
------	--

支出負担行為担当官
中国財務局総務部長 殿

公 募 申 請 書

申請者	企業名・団体名		
	代表者役職・氏名		
	所在地		
	連絡 担当者	氏名	
		役職	
電話番号（代表・直通）			
応募内容	対象試験名 （応募申請する試験に○をする。）		(1) 令和8年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験 （令和8年5月24日） (2) 令和8年公認会計士試験論文式試験 （令和8年8月21日～23日） (3) 令和9年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験 （令和8年12月13日）
	会場の名称		
	会場の所在地		
	最寄り駅（最寄り駅からの所要時間）		
	会場全体の受験可能定員（※）		
	使用可能試験室数		
	利用料金 （利用料金がわかる資料の添付で可）		

〔注意〕複数応募する場合は、1件ごとに作成すること。

※ 公募公告別紙「4. 公募する施設（試験会場）の条件」の「(2) 試験室の規模及び規格」により算出する。